

建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定による、特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定に基づき公示する。

令和元年10月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 中間検査を行う区域

甲府市の市域で都市計画区域内。ただし、特殊建築物については市全域とする。

2 中間検査を行う期間

令和元年11月1日から5年間

3 中間検査の対象となる建築物

建築基準法（以下「法」という。）第6条第1項各号に掲げる建築物で建築（新築、増築、改築）に係る床面積の合計が100㎡以上のもの。

ただし、次の建築物等は除く。

（1）法第18条に規定する建築物

（建築基準法の規定により、共同住宅は対象となります。）

（2）法第84条の2に規定する簡易な構造の建築物

（3）法第85条第5項に規定する仮設建築物

（4）建築物に附属する独立した機械室、電気室等の建築物

（5）法第68条の11第1項に規定する型式部材等製造者の認証を受けたものが製造する、当該認証に係る規格化された型式の建築物

4 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模並びに指定する特定工程及び特定工程後の工程

別紙のとおり